

# 三原市水道事業低入札価格調査制度運用基準

令和5年4月1日制定

## 1 調査基準価格の設定

- (1) 契約担当職員は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次のとおり調査基準価格を設定しなければならない。
- (2) 調査基準価格は、予定価格調書の入札比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格 ○○円」と記載しておくものとする。

## 2 調査基準価格の算出方法

- (1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
  - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 上記により算出した価格が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とする。

## 3 入札の執行

対象工事を入札に付そうとするときは、仕様書の公告時等に別紙1を添付又は配布し、入札参加者へ周知すること。

## 4 調査の実施

- (1) 調査班で、三原市水道事業低入札価格調査制度実施要領第8条によって事情聴取等を行い、低入札価格調査表（別紙様式1）を作成すること。
- (2) 設計担当課は、低価格入札者から提出された工事費内訳書の精査を行い、積算調書（別紙様式2）を作成すること。

## 5 失格基準価格

上記2で定める調査基準価格を下回る入札が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格に満たない場合は失格とし、調査は行わないものとする。

- (1) 工事費総額失格基準価格＝直接工事費×a＋共通仮設費積上分×b＋共通仮設費率分×c＋現場管理費×d＋一般管理費等×e
- (2) a、b、c、d、eは、次表により算出した係数とする。

予定価格 係数	5千万円以下	5千万円を超え3億円未満	3億円以上
a	9.5/10	1.00-0.25/250,000,000×K	7/10
b	9/10	0.94-0.20/250,000,000×K	7/10
c	9/10	0.98-0.40/250,000,000×K	5/10
d	6/10	0.62-0.10/250,000,000×K	5/10
e	3/10	3/10	3/10

K：予定価格（税抜き、単位：円）

## 6 委員会の審議

- (1) 委員会に諮るときは、低入札価格調査表、積算調書及び提出された工事費内訳書等を添えて審議に付すこととする。
- (2) 委員会は必要な審議を行い、その結果を低入札価格調査結果表（別紙様式3）によって表示するものとする。
- (3) 低価格入札者を落札者とし不在の場合の基準は別紙2のとおりとする。
- (4) 落札決定は、入札日からおおむね1週間以内とする。
- (5) 落札者及び入札者への落札決定通知は電話、FAX等で行う。
- (6) 落札者とならなかった入札者への通知は別紙様式4のとおりとする。

## 7 低入札価格契約の監督

低入札価格契約が行われた場合は、施工期間中毎日現場に行くことを基本とする。

## 8 その他

入札書、入札結果表へ「低入札価格」と朱書きする。

## 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

## 別紙 1

【この建設工事に係る入札は、三原市水道事業低入札価格調査制度実施要領に基づいて行います】

- 1 この建設工事に係る入札には、調査基準価格が設定されています。  
調査基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和61年6月26日採択、平成29年3月14日最終改正）を準用し、「三原市水道事業低入札価格調査制度運用基準（令和5年4月1日制定）」に基づき設定します。
- 2 調査基準価格を下回る入札（低価格入札）が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札者を決定します。
- 3 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者であっても、三原市水道事業低入札価格調査制度運用基準（令和5年4月1日制定）5に示す工事費総額失格基準価格を下回る場合や、必要な調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると判断したときは落札者となれません。
- 4 低価格入札が行われた場合は、入札者は、この調査に協力しなければなりません。
- 5 低入札価格調査を経て契約する建設工事にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。

## 別表

工事の種類		工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費	一般管理費等
土木 工事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋制作	直接工事費+材料費+制作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設费率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+機器間接費	一般管理費等+機器費×0.1
	電気(鉄塔・反射板工事)	架設工事原価の直接工事費+工場塗装費+鉄塔製作費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設费率分(鉄塔製作費×0.3)	現場管理費+工場管理費(鉄塔製作費×0.1)	一般管理費等
	機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設费率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
建築 工事	建築(建築機械設備、建築電気設備を含む)	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費+直接工事費×0.15	一般管理費等
	建築(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事)	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設费率分	現場管理費+直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道 工事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設费率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1
水道 工事	電気設備工事 機械設備工事	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設费率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1

## 別紙2

### 低価格入札者を落札者とし不在の場合の審査基準

#### 1 趣旨

三原市水道事業低入札価格調査制度を運営するに当たり、低価格入札者を落札者とし不在の場合の審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 審査基準

次の各号の一に該当する場合には、当該低価格入札者を落札者とし不在のものとする。

- (1) 入札金額が、水道部が積算した直接工事費（付帯工事がある場合には、これを含む。また水道管移設を含む。）を基に、当該工事の内容に応じて三原市水道事業低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）が定めた一定額を、加算又は減額して得た額を下回ったとき。
- (2) 明らかに見積の積算を誤ったものと認められるとき。
- (3) その他、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるとき。

#### 3 調査方法

前項の調査は、工事費内訳書の精査及び事情聴取によって行うものとする。

#### 4 施行期日

この審査基準は、                    年        月        日から施行する。

## 低入札価格調査表

工 事 名	
工 事 場 所	三原市
調査対象事業者名	
所 在 地	
入 札 価 格	円 (予定価格の %)
調 査 基 準 価 格	円 (予定価格の %)
事 情 聴 取 日 時	円
事情聴取の相手方	
事 情 聴 取 者	

調査事項	
工事内訳書の状況	別紙積算調書のとおり
事情聴取項目	
① その価格により入札した理由	
② 契約対象工事付近における手持ち工事の状況	
③ 契約対象工事における関連する工事の状況	
④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所等との関連 (地理的条件)	
⑤ 手持ち資材の状況	
⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
⑦ 手持ち機械数の状況	
⑧ 建設作業員の具体的供給見通し	

	⑨ 経営状況（取引金融機関保証 会社等へ照会）	
⑩ 信用 状態	建設業法違反の有無	
	賃金不払いの状況	
	下請代金の支払遅延 状況	
	⑪ 過去2年間に発注した 工事の履行状況	
	⑫ その他	

## 積算調書

年 月 日 作成

工事			業者名 ( )		水道事業 ( 設 計 書 )		差 額	比率	備 考
			金 額	構成比	金 額	構成比	部一業者	業者／部	
設計金額									
工事価格				0.0%		0.0%	0		
	直接工事費								
	共通仮設費								
	純工事費								
	現場管理費								
	工事原価								
	一般管理費								
	契約保証費								
入札価格									

注：金額は円まで、構成比は小数点1位まで記入のこと。

【調査所見】

別紙様式 3

低入札価格調査結果表

					入札執行日	年 月 日			
工事名		設計金額		予定価格 A	円	調査基準価格 B	円	B/A (%)	. %

低価格入札者名	入札価格 C 円	落札率 C/A (%) %	調査結果の概要	
			契約に適合した履行の当否	理由
			当	
摘 要				

年 月 日 作成

注 (1) 入札価格の低い順に記入すること。

(2) 「契約内容に適合した履行の当否」の欄には、「当」又は「否」と記入すること。

(3) 「理由」欄は、(2) で「否」と記入した場合のみ記入することとし、その理由は具体的に記入すること。

低入札価格調査結果通知書

年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団  
三原事務所長

年 月 日開札執行の 工事について、当該建設工事の調査基準価格を下回る入札があったため、三原市水道事業低入札価格調査委員会に付して審査した結果、貴社を落札者としなことに決定したので、三原市水道事業低入札価格調査制度実施要領第 10 条第 4 項第 2 号の規定により通知します。

1 落札者としな理由

2 落札者

3 落札金額 金 円（消費税及び地方消費税を含まない）